

# 石巻市学校給食センター調理等業務

## プロポーザル実施要領

令和5年10月

石巻市 教育委員会

# 石巻市学校給食センター調理等業務 プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、石巻市学校給食センター（以下「センター」という。）の給食調理業務を民間事業者に委託するに当たり、石巻市学校給食センター調理等業務仕様書（以下「仕様書」という。）等に基づく企画提案を受け、プロポーザル方式による市の選定基準により、総合的に審査した上で、最も優れた民間事業者を委託契約締結に向けた優先交渉者として選定することを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 件名

石巻市学校給食センター調理等業務

### (2) 対象施設

住吉学校給食センター（石巻市新境町二丁目3番2号）

河北学校給食センター（石巻市相野谷字今泉前28番地1）

河南学校給食センター（石巻市広瀬字町北75番地1）

### (3) 業務内容

対象施設における学校給食の調理、配缶、食器・器具類の洗浄・消毒業務等（業務の詳細については、別紙仕様書のとおり。）

### (4) 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

なお、契約締結日から令和6年3月31日までは準備及び業務引継期間とし、当該期間に係る経費は受注者の負担とする。

## 3 委託料

見積限度額517,414千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
金額	0千円	172,472千円	172,471千円	172,471千円	517,414千円

上記見積限度額は、委託期間3年間の合計額とする。

提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。

なお、契約予定金額を示したものではない。

## 4 実施形式

### (1) 審査方式

公募型プロポーザル方式とする。

### (2) スケジュール（予定）

別紙のとおり

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿の「役務提供」に登録されていること。

- (2) 宮城県内に本店・支店・営業所等のいずれかを有していること。
- (3) センターごとに、次に掲げる職の者を配置できること。
  - ① 業務責任者  
業務責任者は1人とし、栄養士又は調理師の資格を有し、学校給食共同調理場の業務経験3年以上を有する正社員であること。
  - ② 業務副責任者  
業務副責任者は2人以上とし、栄養士又は調理師の資格を有し、学校給食共同調理場の業務経験2年以上を有する正社員であること。
  - ③ 食品衛生責任者  
食品衛生責任者は1人とし、栄養士又は調理師の資格を有する正社員であること。  
なお、食品衛生責任者は、業務責任者又は業務副責任者が兼ねることができる。
  - ④ ボイラー運転管理者等  
ボイラー及び附属施設等の運転や保全業務及び管理を行うため、次のとおり配置すること。
    - (ア) 河北学校給食センター  
労働安全衛生法に基づく二級ボイラー技士免許以上の資格を有する者とし、他の業務と兼ねることができる。
    - (イ) 住吉学校給食センター・河南学校給食センター（小規模ボイラー）  
都道府県労働局長の登録を受けた登録教習機関が実施するボイラー取扱技能講習修了以上の者とし、他の業務と兼ねることができる。
    - (ウ) 河南学校給食センター（第一種圧力容器）  
労働安全衛生法に基づく第一種圧力容器取扱作業主任の資格を有する者とし、他の業務と兼ねることができる。
  - ⑤ 危険物取扱者  
規定数量以上の重油貯蔵タンクを有することから、センターごとに消防法に基づく乙種危険物取扱者（第4類）の資格を有する者を配置すること。なお、危険物取扱者は、他の業務と兼ねることができる。
- (4) 過去10年間（平成26年4月1日から令和5年3月31日まで）に、学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づく共同調理場において、1施設につき1日当たり2,000食以上の調理業務の履行実績が、同一団体で継続して3年以上あること。
- (5) 過去10年間（平成26年4月1日から令和5年3月31日まで）に、学校給食業務において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業処分を、受けていないこと。
- (6) 製造物責任法（平成6年法律85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、本業務の期間中、生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済に加入していること。
- (7) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業許可を有すること。
- (8) 学校給食法のほか、学校給食関係法令等、学校給食の趣旨を十分理解し、「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等を遵守した業務が遂行できること。
- (9) コンソーシアムや企業連合といった2者以上の事業者で構成された事業者ではないこと。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (11) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号。以下「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けていないこと。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者

- でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (13) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (14) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。
- (15) 業務全般に関し、指名停止等措置要綱第2条別表22に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不相当と認められる者でないこと。

## 6 本業務に必要な書類等の提出方法

本業務に係る事務手続きについては、企画提案者の手続きの負担軽減、選定業務の効率化及び選定に係る不正行為防止の観点から、郵送（一般書留又は簡易書留）又は窓口持参とするので、提出期限に留意すること。

## 7 質問の受付及び回答

プロポーザルに関する質問及び回答方法については、次のとおりとする。

なお、電話及び口頭による質問には一切応じない。

- (1) 質問の受付  
質問書（様式第1号）により、電子メールにて提出すること。
- (2) メールの件名  
「【業者名】石巻市学校給食センター調理等業務プロポーザル質問書」とすること。
- (3) メールアドレス  
isbdestdsa@city.ishinomaki.lg.jp
- (4) 質問の提出期限  
令和5年10月23日（月）午後5時必着
- (5) 質問への回答  
令和5年10月26日（木）午後5時までに、本市のホームページに掲載する。

## 8 参加申込

- (1) 申込方法  
プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加申込書（様式第2号）を郵送（一般書留又は簡易書留）又は窓口持参により提出すること。
- (2) 提出期限  
令和5年10月31日（火）午後5時まで（必着）  
（注）封筒表面に「プロポーザル参加申込書等在中」と明記すること。
- (3) 提出先  
「15 担当課・提出先」に記載のとおり
- (4) 提出書類
  - ① プロポーザル参加申込書（様式第2号）
  - ② 誓約書（様式第3号）
  - ③ 学校給食調理等業務履行実績（様式第4号）
  - ④ 各種登録証明書（生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済の加入証の写し及び食品衛生法の規定による営業許可書の写し）

- ⑤ 資格者一覧表（仕様書に記載されている資格（管理栄養士、栄養士、調理師、ボイラー取扱者、危険物取扱者等）について、氏名・免許の名称・取得年月日・実務経験年数（うち学校給食共同調理場の実務経験年数）を記載した一覧表（様式は任意）。同資格者が多数いる場合には、一部省略しても可。免許等の写しを添付すること。）
- (5) 提出書類の作成方法
- ① A4判フラットファイルの表紙及び背表紙に「石巻市学校給食センター調理等業務・参加申込書」と「商号又は名称」を記載し、様式第2号を1ページとしてまとめ、提出書類を綴じ込むこと。
- ② 提出書類の規格は、A4縦判・横書き・片面印刷・左綴じとし、下段にページ番号を記載すること。
- ③ 提出書類を綴じ込む順番は、前号（4）に記載のとおりとする。
- (6) 提出部数  
正本1部・副本10部

## 9 参加資格の確認

- (1) 参加資格要件の確認は、プロポーザル参加申込書の提出日を基準とする。ただし、委託事業者の決定日までに参加者の備えるべき要件を欠くに至ったときは、失格とする。
- (2) プロポーザル参加申込書及び提出書類により参加資格を確認し、令和5年11月7日（火）までに、参加申込書に記載されたメールアドレスあて、電子メールで結果を通知する。
- (3) 参加資格を有しないとの通知を受け取った申込者は、令和5年11月10日（金）午後5時までに、書面（様式は問わない。）により、不適合の理由について説明を求めることができる。その回答は書面（電子メール等）により行う。
- (4) 結果の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。

## 10 施設見学

- (1) 実施日  
令和5年10月17日（火）午前10時～午後3時30分の間で市が指定した時間帯。  
※予備日10月18日（水）、19日（木）※時間は上記と同様の予定。
- (2) 実施場所  
住吉学校給食センター（石巻市新境町二丁目3番2号）  
河北学校給食センター（石巻市相野谷字今泉前28番地1）  
河南学校給食センター（石巻市広瀬字町北75番地1）
- (3) 施設見学申込期限  
令和5年10月12日（木）午後5時までに、施設見学申込書（様式第5号）を郵送（一般書留又は簡易書留）又は窓口持参により提出すること。
- (4) 提出先  
「15 担当課・提出先」に記載のとおり
- (5) その他
- ① 円滑に見学を実施するため、市が割り振った指定日時と対象施設を厳守すること。
- ② 学校管理課職員は随行しないので、給食センター所長の指示に従うこと。
- ③ 見学に参加する者の検便検査結果の写しと、本人確認資料（写真付きの職員証の写し等）を持参すること。
- ④ 調理室等に入る場合は、清潔な白衣・帽子・シューズ2足を持参すること。
- ⑤ 調理室等に入る者は3人までとし、1か月以内の検便検査（赤痢菌・サルモネラ属菌・

EHEC) 結果が陰性の者のみとする。

- ⑥ 見学当日に発熱（37.5度以上）や咳などの症状がある者は参加できない。
- ⑦ 当日の服装や車両等は企業名が記載されていないものを着用又は使用すること。
- ⑧ 見学時には、特に説明は行わない。
- ⑨ 施設内の設備機器等には、むやみに手を触れないこと。
- ⑩ 写真撮影は可とするが、調理員等のプライバシーに十分配慮すること。

## 1.1 企画提案書等の提出

### (1) 提出方法

企画提案書等の提出書類は、郵送（一般書留又は簡易書留）又は窓口持参により提出すること。

### (2) 提出期限

令和5年10月31日（火）午後5時まで（必着）

### (3) 提出先

「1.5 担当課・提出先」に記載のとおり

### (4) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第6号）
- ② 提案内容説明書（様式第7号から第12号）、提案見積書（様式第13号）、積算内訳書（様式第14号）
- ③ 学校給食調理等業務履行実績（様式第4号）
- ④ 上記①～③のPDF形式データを収録したCD1枚  
※積算内訳書はエクセルデータとする。

### (5) 提出書類の作成方法

- ① A4判フラットファイルの表紙及び背表紙に、「石巻市学校給食センター調理等業務・企画提案書」と「商号又は名称（※正本のみ）」を記載し、様式第6号を1ページとしてまとめ、提出書類を綴じ込むこと。なお、フラットファイルの色は全て同一の色とすること。
- ② 提出書類の規格は、A4縦判・横書き・片面印刷・左綴じとし、下段にページ番号を記載すること。
- ③ 提出書類を綴じ込む順番は、前号（4）に記載のとおりとする。
- ④ 様式第4号及び様式第7号から第12号までには、提案者を特定することができる社名等（一般的に適用している社章、ロゴマーク等を含む）を記載しないこと。

### (6) 提案見積書

提案見積書には、3年間の見積金額の合計及び各年度の見積金額を記載すること。  
また、各年度別の内訳として、積算内訳書（様式第14号）を添付すること。  
なお、見積に当たっては、本実施要領「3委託料」の見積限度額を超えてはならない。  
副本には、商号又は名称等を記載しないこと。

### (7) 提出部数

正本1部、副本10部

※副本のフラットファイルには、商号又は名称等を記載しないこと。

## 1.2 審査方法

### (1) 審査方法

- ① 審査は、石巻市学校給食センター調理等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

- ② 企画提案書に基づき、参加者がプレゼンテーションを行った後、選定委員のヒアリングを経て、選定委員会が提案内容を審査し、優先交渉者と次点者を選定する。
  - ③ 審査は、提出された企画提案書に基づき、評価基準の項目ごとに評価する。
  - ④ 選定委員のヒアリングに対する回答も、評価の対象とする。
- (2) 審査内容
- 別紙「石巻市学校給食センター調理等業務委託プロポーザル評価基準」による。
- (3) プレゼンテーションについて
- ① 実施日・場所  
令和5年11月15日（水）・石巻市防災センター（石巻市穀町12番1号）  
※日程の詳細は、電子メールにより企画提案書に記載のメールアドレスへ通知する。  
※選定委員会を開会できないときは、実施日を変更（延期）する場合がある。
  - ② 実施時間  
30分間（プレゼンテーション：15分、ヒアリング：15分）
  - ③ 出席者数  
3人以内（パソコン等機器操作者含む。）
  - ④ 実施方法  
プレゼンテーション及びヒアリングは、事前に提出した企画提案書等に基づき、出席者が口頭で説明及び回答を行うこととし、リモート等による参加は認めない。  
使用する説明資料は、事前に提出された企画提案書等のみとし、新たな説明資料を追加することはできない。  
パソコンの使用は自由とするが、投影内容は、原則として事前に提出した企画提案書等に掲載した内容とし、機材は各自準備すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。  
なお、パソコンの準備は、プレゼンテーションの15分間には含めない。
- (4) 審査結果の通知
- 審査結果については、結果の如何にかかわらず、プロポーザル選定結果通知書により全ての審査対象者に通知するとともに、優先交渉権者として選定された事業者を本市のホームページに掲載する。
- ア 通知の発送日  
令和5年11月22日（水）
  - イ ホームページへの公表日（予定）  
令和5年12月上旬～中旬
- (5) 非選定理由の説明要求
- 優先交渉権者として決定されなかった企画提案者は、プロポーザル選定結果通知書に記載する日の午後5時までに、書面（様式は問わない）により、非選定の理由について説明を求めることができる。その回答は書面により行う。
- (6) その他
- 選定委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。  
また、感染症の流行状況により、プレゼンテーションの方法等を変更する場合がある。

### 1.3 契約の締結について

市は、選定委員会が選定した優先交渉者を、随意契約の相手方として業務委託契約締結に向けた調整を行い、調整が整った場合には、契約を締結するものとする。

なお、優先交渉者が辞退したとき、参加資格要件を欠くと判断されたとき又は契約交渉が

不調となったときは、次点者を交渉の相手方とする。

#### 1 4 参加に関する留意事項等

##### (1) 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合、又は満たすことができなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載又は選定に影響を与えるような不備があった場合
- ③ 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ④ 企画提案書等に記載された事項が提出条件に適合しないもの
- ⑤ 当該プロポーザルの参加に関し、不誠実な行為があったと認められる場合
- ⑥ 見積書の金額が、上限金額を超過しているもの
- ⑦ 選定委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ⑧ プレゼンテーションを実施しなかった場合。ただし、事故等のやむを得ない理由があったと選定委員会が認めた場合は除く。

##### (2) 留意事項

- ① 企画提案書等提出された資料は、石巻市情報公開条例(平成17年石巻市条例第14号)の規定に基づき、第三者に開示する場合がある。
- ② 企画提案書の作成等、プロポーザル参加に際し必要な経費は、提案者負担とする。
- ③ 企画提案書の提出期限後の資料の差替え、追加及び再提出は認めない。
- ④ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が本案件のプロポーザル方法の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。企画提案書等に含まれる第三者の著作権の公表などの使用については、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- ⑤ 企画提案書等提出された資料は、一切返却しないものとする。
- ⑥ プロポーザルの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式第15号)により速やかに届け出ること。
- ⑦ 契約締結後においても、受注者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。

#### 1 5 担当課・提出先

石巻市教育委員会事務局 学校管理課 給食係 担当：八木、大山

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

電話0225-95-1111 内線5037

電子メールアドレス isbdedsdsa@city.ishinomaki.lg.jp

窓口受付時間：午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び石巻市の休日定める条例(平成17年石巻市条例第2号)に規定する休日を除く。

## スケジュール（予定）

内 容	日 程
公告及び実施要領等の公表	令和5年10月 6日（金）
質問受付期限	令和5年10月23日（月）
質問回答期限	令和5年10月26日（木）
参加資格確認書類及び企画提案書提出期限	令和5年10月31日（火）
参加資格確認結果通知	令和5年11月7日（火）
プレゼンテーション実施に関する通知	令和5年11月7日（火）
プレゼンテーションの実施	令和5年11月15日（水）
審査結果の発表及び通知	令和5年11月22日（水）
契約締結	令和5年12月上旬
業務開始	令和6年4月1日（月）